

平成 24 年 12 月 27 日
独立行政法人造幣局

造幣局東京支局の土壤汚染自主調査の結果について

独立行政法人造幣局は、東京支局の移転に向けた検討作業の一環として土壤汚染に関する自主調査を行ったところ、敷地の一部から基準値を超える汚染土壌と地下水が確認されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本年実施した調査の結果、周辺住民の方々の生活環境への影響はありません。

敷地概要	
実施場所	東京都豊島区東池袋 4 丁目 4 2 番地
敷地面積	33,379.84 m ²
土地履歴	昭和 14 年以前 巣鴨刑務所（巣鴨監獄） 昭和 14 年 大蔵省造幣局東京出張所（麹町区大手町から移転） （主な業務：勲章製造・貴金属地金品位証明） 昭和 16 年 貨幣製造開始 昭和 20 年 空襲で施設の 7 割が壊滅状態 昭和 21 年 貨幣製造再開 昭和 38 年 貨幣製造の溶解工程から検査工程までの一貫作業開始 昭和 49 年 溶解工程～成形工程まで終了 現在に至る

自主調査の内容及び結果	
調査期間	平成 24 年 1 月 27 日～平成 24 年 11 月 30 日
調査内容	土壤汚染対策法施行令及び環境確保条例施行規則に示される全 26 物質のうち農薬に区分される 5 物質を除く 21 物質を対象に、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に準じた方法により土壌及び地下水の調査を実施しました。なお、今回の調査は操業中であるため建物下の土壌は調査対象から外しております。

(実施した調査項目)

表層土壌調査

(期間：平成 24 年 1 月 27 日～3 月 26 日、調査箇所 59 箇所)

排水枅の付着物調査

(期間：平成 24 年 1 月 27 日～3 月 26 日、調査箇所 3 箇所)

排水経路ボーリング調査

(期間：平成 24 年 1 月 27 日～3 月 26 日、調査箇所 34 箇所)

汚染物質の汚染深度及び地下水への影響に関する調査

(期間：平成 24 年 5 月 18 日～7 月 31 日、調査箇所 5 箇所)

セレンによる土壌汚染範囲の特定調査

(期間：平成 24 年 10 月 1 日～11 月 30 日、調査箇所 12 箇所)

敷地境界における観測井戸調査

(期間：平成 24 年 10 月 1 日～11 月 30 日、調査箇所 7 箇所)

調査結果の概略

調査の結果、かつて貴金属地金を精製するために設置されていた製錬工場(昭和 44 年取り壊し)及び貨幣材料を溶解・鑄造・圧延するために設置されていた溶解工場(昭和 54 年取り壊し)の跡地周辺から、基準値を超えるセレンを含む土壌(最大で溶出量基準の 130 倍)及び地下水(最大で溶出量基準の 110 倍)が確認され、その他 2 箇所で水銀を含む土壌(最大で溶出量基準の 24 倍)、3 箇所で鉛を含む土壌(最大で含有量基準の最大 7.3 倍)が確認されました。

正確な発生原因については、戦時中の空襲被害もあり不明ですが、工場の改築時になんらかの理由で土壌に散逸した可能性も考えられます。

その他、調査を委託した調査会社からは、造幣局東京支局敷地周辺には、飲用井戸が無く、地下水の水位などから推定される汚染物質の拡散距離は最大で 30m 程度であり、東南方向に流れる地下水の流向を考慮すると地下水下流域から敷地外へ拡散することはない。

実際、今回実施した観測井戸による地下水調査においても、地下水の下流域で汚染物質は検出されていません。

また、造幣局に来庁する方への安全面に関しても、汚染箇所の地表面が舗装で覆われていることから人への健康被害が無い。以上の結果から、直ちに浄化措置を講じる必要はない。との報告を受けています。

【参考】検出された物質について

セレン

金属の製錬に伴って発生することが知られているほか、ガラスや陶磁器の着色剤、合金の添加剤、セレンが欠乏している地域の土壌改良剤としても使われています。

セレンは人にとって必須元素とされ、過酸化水素や有利過酸化物を還元する酵素を構成する物質であることが知られていますが、セレンの過剰な摂取（体重1 kg当たり5 mg/日の投与量）は、成長障害や肝臓や腎臓の機能障害、貧血などを引き起こすといわれています。

鉛

貴金属地金等の分析やバッテリー（蓄電池の電極）のほか幅広く産業分野に用いられています。鉛は、人の臓器や組織に通常でも存在する物質ではありますが、高濃度の鉛による中毒症状としては、食欲不振、貧血、筋肉の虚弱などを引き起こすとされています。

水銀

各種電極や金・銀などの抽出液などに使われるほか、身近なところでは血压計、体温計などの計器類、水銀灯、蛍光灯などに使われます。水銀の過剰摂取は、神経細胞に悪影響を及ぼす可能性があるといわれています。

今後の対応

観測井戸による地下水の水質調査（年2回）

調査結果により、直ちに浄化措置を講じる必要はないとの報告を受けておりますが、自主的措置として「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づき、移転までの間、地下水の下流域に設けた観測井戸により地下水の水質調査を実施し、汚染拡散の予防措置を講じていくこととします。

移転時の法定調査の並びに土壌汚染対策工事の実施

移転時の建物解体後につきましては、法令に基づく土壌汚染調査並びに汚染を除去するための対策工事を確実に実施いたします。

問合せ先

総務部	契約・保有資産監理官	電話 06-6351-6887
東京支局	総務課	電話 03-3987-3842

（以上）

